

委員 長 報 告 書

さる 3 月 9 日の本会議において、本委員会に付託された

議案第 30 号 橋本市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

議案第 42 号 市道路線の認定について

議案第 43 号 市道路線の変更について

議案第 45 号 公の施設の指定管理者の指定について

を審査するため、3 月 16 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記

議案第 30 号は、別途審議されている議案第 29 号橋本市犯罪被害者等支援条例第 8 条で規定されている犯罪被害者等の居住の安定を図るため、単身でも市営住宅に入居できるよう、所要の改正を行うものである。

委員から、犯罪被害者等と明記せず、各号に掲げるものに準ずると記載している理由について ただしがあり、現在は犯罪被害者のみを想定しているものの、多様化する社会環境の中で今後も対象者の追加が考えられるためである との答弁がありました。

議案第 42 号は、さつき台において、株式会社大倉が開発工事に伴い設置した道路を新たに市道として認定するものである。委員会は現地におもむき調査ののち審査を行いました。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

議案第 43 号の市道路線の変更のうち、さつき台 34 号線は議案第 42 号と同様の理由で路線を変更するものである。また、隅田恋野線は、新たな恋野橋の完成により、県道山内恋野線の一部が旧道として市に移管されることとなったことから終点を変更するものである。委員会は現地におもむき調査ののち審査を行いました。

委員から、隅田恋野線の路線が延長された部分にあるカーブは危険ではないか とのただしがあり、当該路線については道路幅が狭いため、交通量は多くないと見込まれるが、当該箇所にはカーブミラーを設置しているとの答弁がありました。

議案第 45 号は、橋本林間田園都市駅駐輪場について、指定管理期間が令和 5 年 3 月末で満了することに伴い、業務の履行、施設の維持管理及びサービスの向上が適切に実施されていることから、引き続き公益社団法人橋本市シルバー人材センターを、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 1 年間指定管理者として指定するものである。なお、指定管理期間を 1 年とした理由については、以前から利用者が減少しており、令和 6 年度からの利用料無料化を検討するためである。

委員から、現在の利用状況について ただしがあり、約 300 台の駐輪スペースのうち、定期で月平均 111 台の利用がある との答弁がありました。

定期利用料金について ただしがあり、自転車は 1 か月 1,590 円、3 か月 4,150 円、バイクは 1 か月 2,120 円、3 か月 6,080 円 との答弁がありました。

指定管理を終了した場合の防犯対策について ただしがあり、防犯カメラを録画可能なものに変更することを検討している との答弁がありました。